

議案第52号

守谷市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年守谷町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年 9月 3日 提出

守谷市長会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
52号	1

## 守谷市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年守谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「重度障害者」を「重度障がい者」に改める。

第2条第2号中「9歳」を「15歳」に改め、同条第3号ア中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号ア（イ）中「障害」を「障がい」に改め、同号ア（ウ）中「別表第1」を「別表」に改め、同号イ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第4号中「別表第2」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項」に改め、同条第5号中「重度障害者」を「重度障がい者」に改め、同号ア中「その障害」を「その障がい」に改め、同号イ中「その障害」を「その障がい」に、「障害名」を「障がい名」に、「機能の障害」を「機能の障がい」に改め、同号ウ中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改め、同号エ中「その障害」を「その障がい」に改める。

第3条ただし書中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第4条第1項中「必要となる」の次に「疾病又は負傷に限り、対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる」を加え、同条第2項及び第4項中「重度障害者等」を「重度障がい者」に改める。

第5条第1項第2号中「9歳」を「15歳」に改め、同項第4号中「重度障害者等」を「重度障がい者」に改める。

別表第1中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条において準用する同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）

別表第1を別表とする。

別表第2を削る。

## 附 則

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 提案理由（議案第52号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成26年10月1日から、茨城県が医療福祉費支給の対象者を拡大するため、条例の一部を改正するほか、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願ひいたします。

議案	頁数
52号	2

参考資料

守谷市医療福祉費支給に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(目的) 第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び <u>重度障がい者</u> の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び <u>重度障害者</u> の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 小児 出生の日から <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (3) 母子家庭の母子 次に掲げる者をいう。 ア <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> （昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）で次に掲げる児童を現に監護している者及びその児童 (ア) 18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 小児 出生の日から <u>9歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (3) 母子家庭の母子 次に掲げる者をいう。 ア <u>母子及び寡婦福祉法</u> （昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）で次に掲げる児童を現に監護している者及びその児童 (ア) 18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む

。)

(イ) 20歳未満の児童（20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ。）で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に定める障がいの状態にある者

(ウ) 20歳未満の児童で別表に定める学校に在学している者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に定める父母のない児童のうちアの（ア），（イ）及び（ウ）に掲げる児童

ウ イに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない女子

(4) 父子家庭の父子 次に掲げる者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で前号ア（ア），（イ）及び（ウ）に掲げる児童を現に監護している者及びその児童

イ 前号イに掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻（婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む

。)

(イ) 20歳未満の児童（20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ。）で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に定める障害の状態にある者

(ウ) 20歳未満の児童で別表第1に定める学校に在学している者

イ 母子及び寡婦福祉法附則第3条に定める父母のない児童のうちアの（ア），（イ）及び（ウ）に掲げる児童

ウ イに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない女子

(4) 父子家庭の父子 次に掲げる者をいう。

ア 別表第2

に定める配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で前号ア（ア），（イ）及び（ウ）に掲げる児童を現に監護している者及びその児童

イ 前号イに掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻（婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む

。) をしたことのない男子

(5) 重度障がい者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「省令別表」という。）の1級又は2級に該当する者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

イ 手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が省令別表の3級に該当し、かつ障がい名が心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいとされる者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知

。) をしたことのない男子

(5) 重度障害者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「省令別表」という。）の1級又は2級に該当する者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ障害名が心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害とされる者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知

的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

エ 手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表1級に該当する障害年金受給権者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、守谷市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和

的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表1級に該当する障害年金受給権者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、守谷市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和

33年法律第192号），高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができる者（守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第9条の規定により守谷市がその保険料を徴収する被保険者を含む。）のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。

#### （医療福祉費の支給）

第4条 守谷市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊娠婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限り、対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日ま

33年法律第192号），高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができる者（守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第9条の規定により守谷市がその保険料を徴収する被保険者を含む。）のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。

#### （医療福祉費の支給）

第4条 守谷市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊娠婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる\_\_\_\_\_

での間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。）について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者（重度障がい者を除く。）が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に定める病院又は診療所（以下

疾病又は負傷に限る。以下同じ。）について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者（重度障害者等を除く。）が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に定める病院又は診療所（以下

この項において「保険医療機関等」という。)において医療を受けた場合及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)による指定訪問看護を受けた場合は、前項の規定により支給する額(以下「支給額」という。)から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 及び (2) (略)

3 (略)

4 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費(健康保険に関する法令の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。)の対象となる医療に要する費用の額(65歳以上の重度障がい者にあっては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた医療、保険外併用療養費、医療費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

5から7まで (略)

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象

この項において「保険医療機関等」という。)において医療を受けた場合及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)による指定訪問看護を受けた場合は、前項の規定により支給する額(以下「支給額」という。)から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 及び (2) (略)

3 (略)

4 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費(健康保険に関する法令の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。)の対象となる医療に要する費用の額(65歳以上の重度障害者等にあっては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた医療、保険外併用療養費、医療費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

5から7まで (略)

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象

者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) (略)
- (2) 小児にあっては、出生の日並びに1歳の誕生日から15歳の誕生日までの間の誕生日において、その父若しくは母の前年の所得（出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が基準額以上であるとき又は小児の父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。
- (3) (略)
- (4) 重度障がい者にあっては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) (略)
- (2) 小児にあっては、出生の日並びに1歳の誕生日から9歳の誕生日までの間の誕生日において、その父若しくは母の前年の所得（出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が基準額以上であるとき又は小児の父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。
- (3) (略)
- (4) 重度障害者等にあっては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2及び3 (略)

別表\_\_\_\_ (第2条関係)

1 (略)

2 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期  
課程 (同法第70条において準用する同法第54条  
に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定  
する専攻科及び別科を除く。)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(削除)

2及び3 (略)

別表第1 (第2条関係)

1 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

別表第2 (第2条関係)